

がまごおり循環経済イノベーションコンソーシアム
【申込案内】

蒲郡市

令和7年12月

コンソーシアムの設立趣旨

1. 目的

本市は、第五次蒲郡市総合計画において、「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながり あうまち ～君が愛する蒲郡～」を将来都市像とし、蒲郡に関わる全ての人々がウェルビーイングを実感し、将来都市像を実現するよう、その実効性を高める手段として、サーキュラーエコノミーを地域一体となって推進する「サーキュラーシティ」の実現を目指しています。

このため、本コンソーシアムは、市民・事業者・行政が一体となって、サーキュラーエコノミーへの転換やカーボンニュートラルの実現、ネイチャーポジティブの達成など、経済・社会・環境の三側面を一体的に考え、地域特性を踏まえたイノベーションの創出・実装を通じて課題解決を図ることを目的としています。

2. コンソーシアムの役割

コンソーシアムは、同じ目的を持つ企業や組織が、共創することで事業を推進する体制です。蒲郡市が推進しているサーキュラーシティを推進するため、情報交換の機会などのマッチング機会の提供や実証事業の実施、事業の社会実装の伴走支援を行います。また、プロジェクトの実施においては、必要な技術や機能を有する事業者や団体等とのマッチング等も実施し、プロジェクトの円滑な推進を支援します。

3. コンソーシアムの活動内容

(1) 実証事業

・コンソーシアムで掲げる目的の達成に向け、サーキュラーエコノミーに関する個別プロジェクトを以下の2種類に類型化し、プロジェクトを実施します。

※ 審査等の結果、認められた事業については、実証費用の一部を補助し、サポートさせていただく予定をしています。

① 持ち込み型

体制や取組内容が明確になっているプロジェクト。選定基準（有効性、新規性・先進性、具体性・実現可能性、波及性、継続性・発展性）に則った評価により選定し、伴走支援を行います。

② ネットワーク型

実施したい取組の実現に向けたマッチングが必要なプロジェクト。事業内容に応じ、事務局を通じてコンソーシアムに参加する事業者や市内企業・団体とのマッチングを実施し（マッチングの事前相談から実施）、事業実施を目指

します。

(2) 新規事業開発・創業支援事業

- ・これから創業される予定の方やスタートアップ企業、新たに事業開発を行う企業を対象に、事業の円滑な運営や技術的・制度的な支援を行います。

(3) 事業実施に伴う相談窓口

- ・事業相談やマッチング企業の紹介など電話、メール、オンライン等で事業の相談対応を実施します。

(4) 情報共有・勉強会の開催

- ・最新動向や事例を紹介するセミナー・ピッティベント・研究会等の企画、開催します。

(5) 情報発信

- ・成果報告会や情報発信を通じて、地域内外への活動成果の周知・展開を図ります。

コンソーシアムへの参画

1. 参加条件

コンソーシアムに入会を希望する法人又は団体は、以下に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) コンソーシアムの目的及び活動内容に賛同し、積極的に参画すること。
- (2) 法人名又は団体名が公表されることを了承すること。
- (3) コンソーシアムへ提出した情報は、個人情報を除き、退会後もコンソーシアムで活用する場合があることを了承すること。

2. 応募方法

コンソーシアムへの参加にあたっては以下の書類を事務局宛に提出してください。

- (1) 加入申込書
- (2) 会社案内

提出書類を以下の提出先へ原則電子メールで提出してください。申込後、事務局より受付確認のご連絡を差し上げます。

提出先：蒲郡市企画部企画政策課サーキュラーシティ推進室

電話：0533-66-1226

E-mail: circular@city.gamagori.lg.jp

※ 電子メールでの提出が困難な場合は、提出先に事前相談の上、郵送または持参してください。

※ 通信トラブルや添付ファイルの容量制限等でメールが受領できない場合も考えられますので、メール送信後、電話でその旨をご連絡くださいますようお願いします。

※ ファイルは約5MBまでメールに添付可能です。それ以上になる場合、分割して送付してください。

3. 会員申込

随時募集しています。

申込状況等については、ホームページを順次更新しますのでご確認ください。

4. 会費

原則、参加費は無料ですが、実証事業の実施などプロジェクト活動等で実費負担が発生する場合があります。

5. 退会

会員は、本人の意思により任意にコンソーシアムを退会することができます。退会を希望される場合は、事前に会長へその旨を届け出してください。

なお、会員が規約を遵守しない場合や、コンソーシアムの名誉を棄損する行為があった場合は、事務局の判断により退会していただく場合があります。

また、以下のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失し、退会していただきます。

- (1) 役員等（個人の場合は本人、法人の場合は役員や代表者）が暴力団員等または暴力団員の配偶者等であると認められる場合
- (2) 暴力団、暴力団員等または暴力団員の配偶者等が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が自己、自社または第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的で、暴力団等を利用したと認められる場合
- (4) 役員等が暴力団等に対して資金や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力または関与していると認められる場合
- (5) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(以上)